

上場会社監査事務所部会 準登録事務所規約

制 定 平成19年3月1日
最終変更 平成23年8月3日

(趣旨)

第1条 この規約は、会則第135条第4項の規定に基づき、上場会社監査事務所部会の準登録事務所の義務について定める。

(準登録事務所の義務)

第2条 準登録事務所は、以下の義務を負う。

- 一 準登録事務所の策定した品質管理のシステムに関する方針及び手続を遵守すること。
- 二 使用人その他の従業者に対して、前号を遵守するよう、適切に指導監督すること。
- 三 日本公認会計士協会会則（以下「会則」という。）第127条第2項に定める準登録事務所名簿、同第135条第2項に定める誓約書、上場会社監査事務所登録規則（以下「規則」という。）第18条に定める事務所概要書及び品質管理システム概要書における必要事項並びに公認会計士法第28条の4第1項（同法第16条の2第6項において準用する場合を含む。）又は同法第34条の16の3第1項の規定により作成する説明書類を求められている事務所については、当該説明書類の開示を受け入れること。
- 四 会則第122条に基づく品質管理レビューを受けている準登録事務所にあつては、規則第20条の2第1項及び第2項の規定により決定された措置を受け入れること。
- 五 会則第122条に基づく品質管理レビューを受けている準登録事務所にあつては、会則第131条第3項第二号の措置が講じられた場合には、遅滞なく、当該措置に対応する継続的専門研修の研修履修計画書（様式第1号）を作成し、これを品質管理委員会に提出するとともに、監査業務に従事する準登録事務所所属の会員等が当該研修を履修するよう適切に指導監督すること、及びその履修状況等について、履修予定年月経過後遅滞なく研修履修状況報告書（様式第2号）を作成し、これを品質管理委員会に提出すること。
- 六 会則第122条に基づく品質管理レビューを受けている準登録事務所にあつては、規則第20条の2第5項及び第6項に基づき不服申立をした場合において、品質管理審議会、品質管理委員会等本会関係者に故意又は重大な過失がないときは、不服申立が認められたとしても、損害賠償請求権を行使しないものとする。
- 七 規則第18条の2の規定により準用する同第10条に定める定期報告及び同第11条に定める変更報告を品質管理委員会に提出すること。
- 八 上場会社の監査契約を新規に締結したときは、会則第128条に基づき上場会社監査事務所部会への登録申請をするとともに、法定監査関係書類等提出規則第21条に基づき本会にその旨を報告すること。
- 九 会則第122条に基づく品質管理レビューを受けている準登録事務所にあつては、前各号のほか、関係規定において課される義務すべてを履行し、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に全面的に協力すること。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成21年7月9日から施行する。

附 則（平成23年5月18日改正）

この改正規定は、上場会社監査事務所登録規則第18条の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成23年8月3日改正）

この改正規定は、平成23年8月4日から施行する。